

○国土交通省告示第千百七十三号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示を次のように定める。

令和三年八月二十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示

(証明の申請)

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十九項に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、証明申請書（別記様式による。）を提出して行うものとする。

2 国土交通大臣は、当該証明申請書の記載事項の確認に際して必要と認める書類の提出を求めることができる。

(証明書の交付)

第二条 国土交通大臣は、前条の証明申請書の提出があった場合において、当該証明申請書に記載されている事項について確認を行い、地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の表の各項に掲げる船舶であると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。

附 則

この告示は、令和三年八月二十日から施行する。

附 則（令和四年十一月一日国土交通省告示第千八十七号）

(施行期日)

1 この告示は、令和四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に交付されているこの告示による改正前の地方税法施行規則附則第六条第三十項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示別記様式による証明書は、この告示による改正後の地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示別記様式による証明書とみなす。

附 則（令和五年三月三十一日国土交通省告示第二百八十七号）

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に交付されているこの告示による改正前の地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示別記様式による

証明書は、この告示による改正後の地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示別記様式による証明書とみなす。

附 則（令和七年十二月二十六日国土交通省告示第千九十四号）

この告示は、公布の日から施行する。

(別記様式) (令4国交告1087・令5国交告288・令6国交告1914・一部改正)

地方税法施行規則附則第6条第29項の証明申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

地方税法施行規則附則第6条第29項の規定に基づき、環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に関する基準に適合する特定船舶である旨について証明を願います。

年 月 日現在

船 名		
船 種		
所有者の氏名又は名称及び住所		
特 定 船 舶 導 入 計 画 の 番 号		
基準の種類(※)	地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示(令和3年国土交通省告示第1172号。以下「船舶告示」という。)の表の1の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の2の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の3の項に掲げる船舶	

(※)適合する基準に「有」を記載願います。

番 号
年 月 日

申請のとおり認められたことを証明する。

国土交通大臣

印